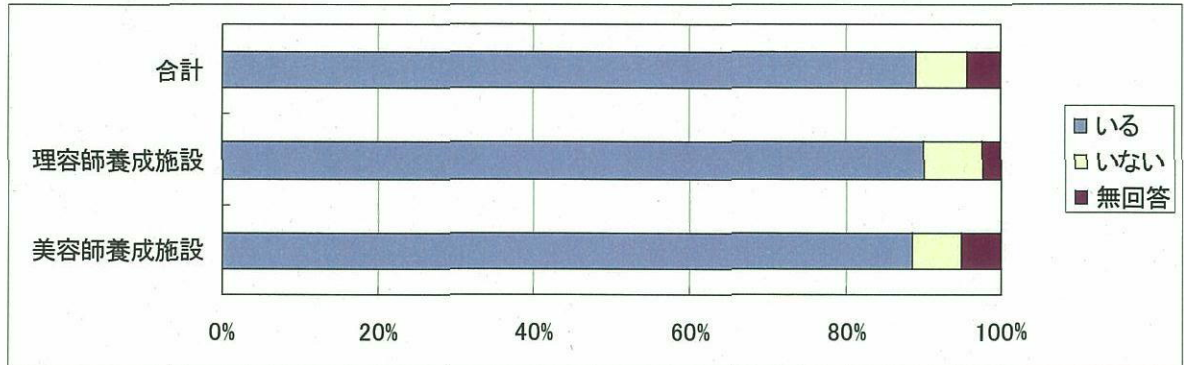


(2) 理容所又は美容所に従事している生徒について

ア 理容所又は美容所に従事している生徒の有無

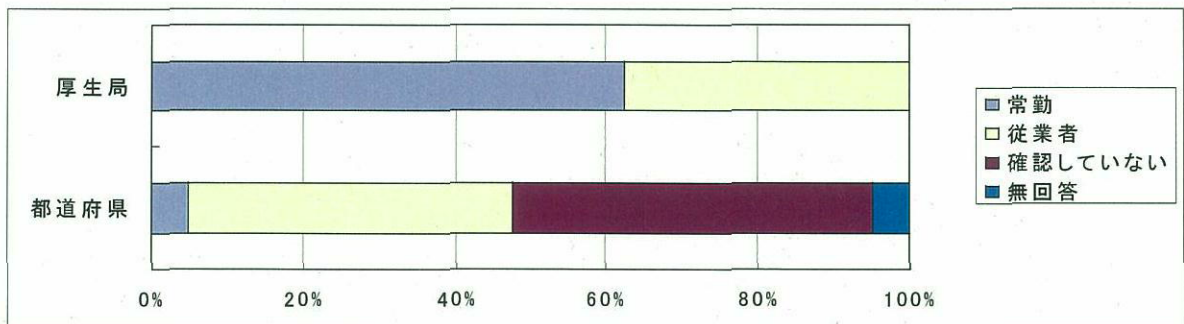
「理容所又は美容所に従事している生徒がいる」養成施設は227件（89.0%）となっている。



イ 常勤雇用者であることの確認

① 厚生局及び都道府県の指導状況

理容所又は美容所において補助的業務に従事している生徒に対する授業時間数の緩和について、「理容所又は美容所に常勤として従事している者であることを指導・確認している」厚生局は5件（62.5%）、都道府県は1件（4.8%）、「理容所又は美容所に従事している者であることを指導・確認している」厚生局は3件（37.5%）、都道府県は9件（42.9%）となっている。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

② 養成施設の状況

理容所又は美容所に「常勤として従事している者であることを確認している」は116件（65.2%）、「従事していることを確認している」は58件（32.6%）、「確認していない」は4件（2.2%）となっている。

